

令和3年度  
都道府県・政令指定都市  
犯罪被害者等施策主管課室長会議

# 地方公共団体における犯罪被害者等支援について

警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」

# 第4次犯罪被害者等基本計画の策定

- 犯罪被害者等基本法に基づき、令和3年4月から5か年の政府全体の犯罪被害者等施策を取りまとめたもの（計279の施策）
- 4つの基本方針
  - ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
  - ② 個々の事情に応じて適切に行われること
  - ③ 途切れることなく行われること
  - ④ 国民の総意を形成しながら展開されること

課題：犯罪被害者等への中長期的な支援



**地方公共団体における犯罪被害者等支援が重要なポイント**

地方公共団体の責務（基本法第5条） 地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

# 犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定等 【施策番号166】

警察において

- 犯罪被害者等支援を目的とした条例（特化条例）等の制定状況等の情報提供
- 条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力

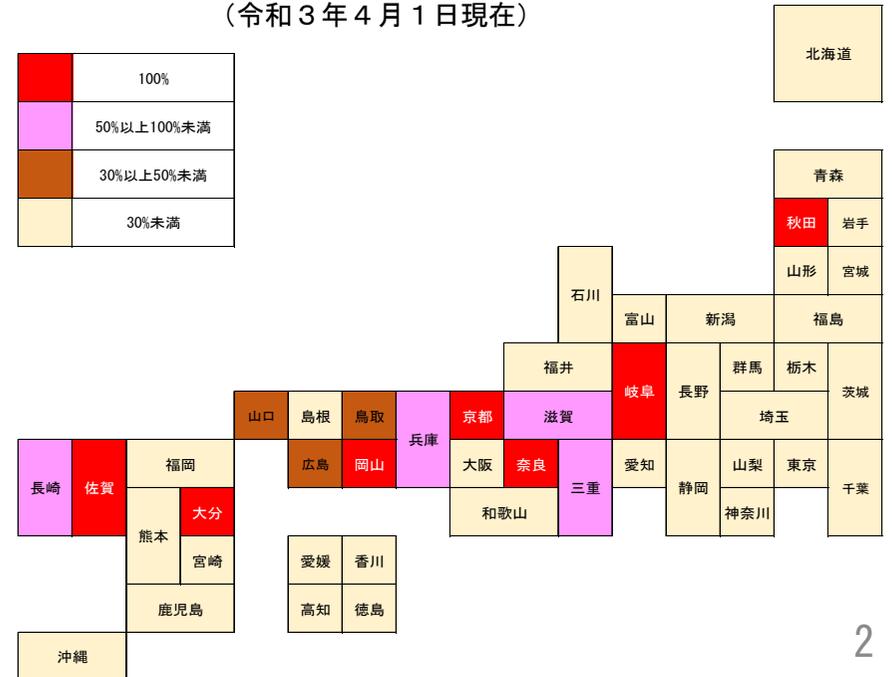
犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定数  
(各年4月1日現在)

地方公共団体 (団体数)	平成31年	令和2年	令和3年
都道府県 (47)	17 (36.2%)	21 (44.7%)	32 (68.1%)
政令指定都市 (20)	6 (30.0%)	7 (35.0%)	8 (40.0%)
市区町村 (1,721)	272 (15.8%)	326 (18.9%)	384 (22.3%)

## 取組

- メールマガジン、条例集等による情報提供等
- 都道府県警察に対し、検討等に資する協力を指示  
～条例の制定や現行条例等の一層の充実の検討を～

犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況（市区町村一覧）  
(令和3年4月1日現在)



# 総合的対応窓口の周知・充実の促進

【施策番号167・169】

- 各種媒体を活用した**窓口や支援施策の広報の充実**
- 公認心理師等の**専門職の活用**
- 窓口と関係機関・団体との連携・協力の一層の**充実・強化**

## 窓口対応、支援施策

- 支援に当たっては
  - ・ 性犯罪・性暴力や児童虐待等の被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援の充実
  - ・ 障害者、性的マイノリティ、犯罪被害者の兄弟姉妹等、個々の事情に一層配慮した支援
- 新型コロナウイルス感染症の影響で様々な事情を抱えた犯罪被害者等への配慮



# 見舞金制度等の導入促進【施策番号17】

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入を要請する。

見舞金制度の導入状況  
(各年4月1日現在)

地方公共団体 (団体数)	平成31年	令和2年	令和3年
都道府県 (47)	2 (4.3%)	2 (4.3%)	8 (17.0%)
政令指定都市 (20)	4 (20.0%)	5 (25.0%)	9 (45.0%)
市区町村 (1,721)	244 (14.2%)	303 (17.6%)	377 (21.9%)

貸付金制度の導入状況  
(各年4月1日現在)

地方公共団体 (団体数)	平成31年	令和2年	令和3年
都道府県 (47)	3 (6.4%)	3 (6.4%)	3 (6.4%)
市区町村 (1,721)	11 (0.6%)	11 (0.6%)	10 (0.6%)

※ 他に、市町村が支給した見舞金の一部を補助する県もある。

## 被害直後及び中期的な居住場所の確保 【施策番号30】

警察庁において、犯罪被害者等にとって身近な公的機関である地方公共団体において**居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組**が適切になされるよう、**地方公共団体に対する啓発・情報提供**を行う。

### 公営住宅等の優先的入居等の導入数 (各年4月1日現在)

地方公共団体 (団体数)	平成31年	令和2年	令和3年
都道府県 (47)	43 (91.5%)	46 (97.9%)	47 (100.0%)
政令指定都市 (20)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	18 (90.0%)
市区町村 (1,721)	342 (19.9%)	371 (21.6%)	428 (24.9%)

# 犯罪被害者週間事業

11月25日（木）～12月1日（水）

警察庁において、関係府省庁等の協力を得て、啓発事業を集中的に実施

- 中央イベント（警察庁主催）
- 地方大会（地方公共団体と共催。令和3年度は新潟県を予定）

～犯罪被害者等を社会全体で支えていく取組を～



令和2年度犯罪被害者週間中央イベント

# 犯罪被害者等施策の総合的推進事業

- 地方公共団体（都道府県・政令指定都市）と共催で、犯罪被害者等支援体制の全国的な水準の底上げを図るための事業

《これまでの事業例》

- ・ 犯罪被害者等支援ハンドブックや支援ノートの作成
- ・ 相談対応研修、重大事案発生時の対応力強化演習
- ・ 総合的対応窓口の広報ツールの作成



令和2年度静岡県における事業

# 緊密な連携・協力による取組の一層の強化

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、  
全ての犯罪被害者等が、必要な時に必要な場所で適切に支援を  
受けることができる支援体制の構築が必要



国、地方公共団体、関係機関、民間団体等が  
緊密に連携・協力し、  
取組の一層の強化を



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギョっちゃん」